

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による議員が出産のため出席できない場合の届出は、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめこれを行うことができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による議員が出産のため出席できない場合の届出は、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめこれを行うことができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

産前産後期間に係る欠席届の対象を産前8週間に改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。